

令和7年度
大仙市住宅リフォーム支援事業

5月から制度を拡充しました！！

世帯区分 及び 補助額 (千円未満切捨)	■ 移住定住（県外Ｕターン）世帯 県外から移住するために、３親等以内の親族が所有している住宅又はその住宅を取得しようとし、５年以上定住しようとする世帯 その世帯の内、若者夫婦（ともに４５歳未満）子育て（１８歳以下（※）の子を１人以上）世帯の場合は、補助上限額に３０万まで上乗せ 対象工事費(税抜)の 30% 上限額 50 又は 80 万円 ■ 移住定住（空き家活用移住）世帯 市外から移住するために空き家を取得し、１０年以上定住しようとする世帯 対象工事費(税抜)の 50% 上限額 100万円 ■ 子育て世帯 ・多子世帯 …………… １８歳以下(※)２子以上と同居 ・三世帯同居世帯 …… １８歳以下(※)１子以上と親と祖父母等が同居 対象工事費(税抜)の 20% 上限額 30万円 ■ 一般世帯 上記のいずれにも該当しない世帯 対象工事費(税抜)の 10% 上限額 10万円
対象工事	・断熱化工事 ・バリアフリー化工事 ・克雪対策工事 ・耐震化工事 ※詳しくは別紙「工事分類表」をご覧ください。 上記対象工事費（税抜）が20万円以上の工事

以下は対象外となりますのでご注意ください。

- ・新築住宅（建築後１年未満の住宅）の改修
 - ・住宅設備機器の設置、交換
 - ・太陽光発電設備等の設置
 - ・塗装工事全般
 - ・風除室設置工事
 - ・移住定住世帯が行う敷地への消雪、融雪設備敷設
- ◎詳しくは別紙「**工事分類表**」をご覧ください。

申し込みの受付開始・・・令和7年4月 1日（火）

実績報告書の提出期限・・・令和8年3月19日（木）

お問い合わせ先

大仙市建設部 建築住宅課

TEL : 0187-66-4909

大仙市大曲日の出町2-8-4

大曲南庁舎2階

◎対象条件

1. 大仙市の住民基本台帳に登録されている方で市内に住んでいる方、又は移住を予定している方。
2. 申請者が現在住んでいる、又は移住予定の既存の住宅（**建築後1年以上経過**）であること。
3. 店舗、事務所等と住宅を併用している場合は、住居部分が延べ面積の1/2を超えるもの。
4. 賃貸借住宅等の場合は、申請者が住んでいる専有部分のみ対象。物置、車庫等の非住宅部分は対象外。
5. 申請者及び申請者と同居する家族が市税を滞納していないこと。
6. 大仙市内に事業所を置く法人、又は市内に住んでいる個人が請負う工事。
7. 対象工事費（税抜）が20万円以上であること。
8. 申込み時に工事に着手していないこと。**申込みの前に工事に着手している又は工事が完了している場合は対象外。**

※補助上限額に関わらず**申請は一度限り**です。ただし、令和元年度以前に申請したことがある方は、再度申請が可能です。
令和2年度～令和6年度に申請された方は申請できません。

【注意事項】

- ・市、又は市が加入する団体から補助金の交付を受ける場合、その補助金を受ける工事部分は本事業の対象外となります。
ただし、**大仙市木造住宅耐震改修補助金**については、併用可能です。
- ・過去の申請状況、施工業者、工事内容、工事箇所によっては、対象外となる場合があります。

◎補助金交付の流れ

補助金申請

・工事着工前

＜必要書類＞

- ・大仙市住宅リフォーム支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ・大仙市住宅リフォーム支援事業工事費内訳明細書（様式第2号）
- ・施工業者の作成した工事見積書
- ・住宅の位置図（住宅の所在地がわかるもの）
- ・工事施工箇所の写真（施工前のもの）
- ・住民票謄本（世帯全員（世帯分離も含む）の続柄及び前住所が記載されたもの）
- ・納税証明書（申請者及び申請者と同居する世帯員が市税を滞納していないことを証する書類）
- ・**補助金振込口座の通帳の写し等**（申請者本人名義のものに限る）

添付必須

- ・製品カタログ又は製品仕様書等（工事分類表の「カタログ等」欄に記載がある場合）
- ・図面（増改築又は大規模な内部改修を伴う工事を行う場合）
- ・建築確認済証の写し（建築基準法にかかる確認が必要な場合）

必要に応じて

着工

申請内容に不備がなければ、大仙市住宅リフォーム支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）を郵送します。交付決定通知書が**届いてから着工**してください。
施工中及び隠ぺい部（工事完成後見えなくなる部分）の写真は忘れずに撮ってください。
※写真等が不足し、工事内容が確認できない場合、補助金交付ができない可能性があります。

変更申請

・申請内容に変更がある場合

＜必要書類＞

- ・大仙市住宅リフォーム支援事業補助金変更交付申請書（様式第5号）
- ・大仙市住宅リフォーム支援事業工事費変更内訳明細書（様式第6号）
- ・施工業者の作成した見積書（**変更部分がわかるもの**）
- ・工事施工箇所の写真（変更部分の施工前のもの）

実績報告

・工事完成後

＜必要書類＞

- ・大仙市住宅リフォーム支援事業補助金実績報告書（様式第8号）
- ・工事実績内訳書（様式任意、工事内容に変更がない場合は様式第2号で可）
- ・施工箇所の写真（施行後及び施工中。特に隠ぺい部の施行中は必須）
- ・工事代金の領収書及び当該領収書の写し
- ・建築基準法の規定による確認済証を受けたときは、同法の規定に基づき交付された検査済証の写し
- ・市内外からの移住予定者の場合は申請住所地の住民票謄本（世帯全員の続柄及び前住所が記載されたもの）
- ・市外からの移住予定者の場合は納税証明書（18歳以上の世帯全員分）

検査

実績報告書提出後、必要に応じて市職員が完成検査に伺います。
検査日程は後日ご連絡します。

請求

検査終了後、大仙市住宅リフォーム支援事業補助金額確定通知書（様式第9号）を郵送します。
請求書に、住所、氏名、振込先をご記入の上、お近くの窓口までご提出ください
※確定通知書送付から約1ヶ月後に入金されます。
入金が確認できない場合は建築住宅課までお問い合わせください。